

令和3年 10 月 29 日

市政記者各位

新型コロナウイルスに関する公共施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する福岡県の要請等を踏まえ、公共施設等について、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

1 公共施設及び市主催イベントの対応

10月1日より、感染対策を徹底した上で開館中 **【現在の対応を継続】**

○収容人数制限(福岡県の要請のとおり) **【変更あり】** ※上限人数(10,000人)の終了

【参考】 福岡県の要請 (令和3年 10 月 29 日付)

○催物(イベント・集会等)の取扱い

<期間> 令和3年 10 月 31 日(日)0時から当面の間

①大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

- ・ 収容率の上限 100%以内
- ・ 人数の上限 5,000人又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方
※収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方

②大声での歓声、声援等が想定される場合等

- ・ 収容率の上限 50%以内
- ・ 人数の上限 5,000人又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方
※収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方

③地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

2 施設利用料の返金等について **【変更あり】**

現在の感染状況を踏まえ、現行の取扱いを終了

【変更時期】 令和3年 12 月 1 日

(周知期間として令和3年 11 月 30 日までは、現行の取扱いを継続)

【参考】 現行の取扱い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う。

※ 再度、感染拡大により緊急事態宣言等が発出された場合は、新型コロナを理由とした施設利用料の返金等を検討

【問い合わせ先】

市民局コミュニティ推進部 藤本
TEL:092-711-4055